|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **前文**  **資料3**  この計画は、地方独立行政法人法第26条の規定により、大阪府知事が定める第2期中期目標に基づき、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「機構」という。）が作成するものである。  第1期中期計画（平成18年4月1日から平成23年3月31日まで）では、機構の基本理念のもと、府立の病院として果たすべき役割を明確化し、高度専門医療の提供や地域連携の強化、さらには患者満足度の向上などに一定の成果を得た。  とりわけ、地方独立行政法人化や５病院一体運営のメリットを活かすことにより、経営改善に取り組んだ結果、不良債務の解消を図ることができた。  第2期中期計画（平成23年4月1日から平成28年3月31日まで）では、日本の医療をリードする病院を目指し、この計画に従って、大阪府の医療政策の一環として府立の病院に求められる高度専門医療を提供しつつ、新しい治療法の開発や府域における医療水準の向上を図る。また、これらの取組を推進し、府立の病院が将来にわたり持続的に高度専門医療を提供することができるよう、優秀な人材の確保や組織体制の強化及び施設整備を戦略的に進めていく。  **第1　府民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置**  府立の病院は、高度専門医療の提供と府域の医療水準の向上、患者・府民の満足度の向上や安定的な病院経営の確立を基本理念に、府民の生命と健康を支える医療機関として、それぞれの専門性の向上を図りつつ、時代の要請に応じた医療サービスを提供する。  **１　高度専門医療の提供及び医療水準の向上**  　　　大阪府立急性期・総合医療センター（以下「急性期・総合医療センター」という。）、大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター（以下「呼吸器・アレルギー医療センター」という。）、大阪府立精神医療センター（以下「精神医療センター」という。）、大阪府立成人病センター（以下「成人病センター」という。）及び大阪府立母子保健総合医療センター（以下「母子保健総合医療センター」という。）は、それぞれの役割に応じた高度専門医療を中心とした安全で質の高い医療を提供するとともに、地域の医療機関との連携、人材養成や臨床研究等を通じ、府域の医療水準の向上を図る。    **(1) 府の医療施策推進における役割の発揮**  **①　役割に応じた医療施策の実施**  　　　　　府立の病院は、医療施策の実施機関として健康医療行政を担当する府の機関と連携し、それぞれの基本的な機能に応じて、次の表に掲げる役割を担う。   |  |  | | --- | --- | | 病院名 | 役割 | | 急性期・総合医療  センター | ・基幹災害医療センターとして府域の災害拠点病院への支援機能、救命救急医療、高度循環器医療、周産期緊急医療など急性期医療の提供  ・がん、心疾患・脳血管疾患、糖尿病、生活習慣病、腎移植や難病医療の拠点病院としての専門医療の提供  ・精神科における合併症患者の受入れや総合的な合併症患者への医療の提供  ・急性期から回復期までの一貫したリハビリテーション医療、障がい者医療の提供 | | 呼吸器・アレルギー医療センター | ・難治性の呼吸器疾患に対する専門医療の提供  ・多剤耐性結核患者などに対する専門医療の提供  ・気管支喘息、アトピー性皮膚炎などに対する専門医療の提供  ・呼吸器疾患、結核、アレルギー性疾患などに伴う合併症に対する専門医療の提供  ・悪性腫瘍疾患患者に対する診断から集学的治療、緩和ケアまでの総合的な医療の提供 | | 精神医療センター | ・措置入院、緊急措置入院、救急入院など急性期にある患者に対する緊急・救急医療及び症状が急性期を脱した患者に対する退院までの総合的な医療の提供  ・激しい問題行動を伴う難治性症例、薬物等の中毒性精神障がいなどの患者に対する高度ケア医療の提供  ・医療型障害児入所施設として、自閉症患者（児）の受入れ  ・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）に基づく入院対象患者の受入れ | | 成人病センター | ・がん医療の基幹病院として、難治性、進行性及び希少がん医療の提供  ・がん患者に併発することの多い循環器疾患に対応できる診療機能  ・特定機能病院として高度先進医療の提供と教育機能  ・都道府県がん診療連携拠点病院として、がん患者や家族に対する相談支援や技術支援機能の強化等による府域のがん医療水準の均てん化 | | 母子保健総合医療  センター | ・総合周産期母子医療センターとして、ハイリスク妊産婦や疾病新生児・超低出生体重児に対する母体、胎児から新生児にわたる高度専門的な診療機能  ・産婦人科診療相互援助システム（ＯＧＣＳ）及び新生児診療相互援助システム（ＮＭＣＳ）の基幹病院としての中核機能  ・小児がんに代表される小児難治性疾患や先天性心疾患に代表される新生児・乳幼児外科疾患に対する高度専門医療の提供  ・高度な集中治療など、重篤小児の超急性期を含む救命救急医療の提供  ・高度専門医療を受けた小児・家族に対する心のケア、子どもの心の診療機能の充実、在宅医療の機能強化 |   **②　診療機能の充実**  　　　　　府立の病院に位置付けられた役割や新たな医療課題等に適切に対応するため、各病院は、治療成績等について目標を設定し、その達成に向けて、次のとおり新たな体制整備や取組の実施など診療機能を充実する。    **ア　急性期・総合医療センター**  ・　高度救命救急センター、三次救急及び二次救急の指定医療機関であることを踏まえ、南大阪地域の救命救急の中核的医療機関として24時間体制で救命救急部門の新規入院患者の受入れを拡大する。また、患者の病態の安定度を見極め、急性期からリハビリを行うことにより、合併症の予防と入院期間の短縮に努め、早期の社会復帰を目指す。  　　・　周産期救急医療及び小児救急医療に貢献するため、地域周産期母子医療センターとして受入れ拡充のための体制強化を図る。また、精神科救急における合併症入院患者の受入れ拡充のための体制強化を図る。  ・　大阪市南部医療圏における小児医療・周産期医療の充実及び手術室等の拡充を図るため、大阪府市共同住吉母子医療センター（仮称）の平成28年度の供用開始を目指し、計画的に整備を進める。  ・　臓器移植について、社団法人日本臓器移植ネットワークの特定移植検査センターとしてＨＬＡ（ヒト白血球型抗原）やリンパ球交叉試験などの適合検査を実施するとともに、腎移植に取り組み、移植臨床センターとしての機能を強化する。  ・　がん医療の質の向上とがん患者のＱＯＬ（生活の質）向上を図るため、合併症の予防から緩和ケアまで、がん医療のすべての過程において、効果的なリハビリテーションを推進する。  （単位：人）   |  |  | | --- | --- | | 区分 | 平成27年度目標値 | | 救急車搬入患者数 | 5,000 | | ＴＣＵ新入院患者数 | 1,360 | | ＳＣＵ新入院患者数 | 350 | | ＣＣＵ新入院患者数 | 340 |   一般病棟のリハビリテーション実施単位数に係る目標（1単位20分）   |  |  | | --- | --- | | 平成21年度実績 | 平成27年度目標値 | | 68,501単位 | 85,000単位 |     **イ　呼吸器・アレルギー医療センター**  ・　アトピー性皮膚炎、食物アレルギー等に対する総合的な診療機能を集約したアトピー・アレルギーセンターとして、診療体制の強化及び機能の拡充に取り組む。  ・　新型インフルエンザ、ＳＡＲＳ（重症急性呼吸器症候群）、ＡＩＤＳ（後天性免疫不全症候群）等の新規感染症をはじめ耐性肺結核等の感染症に対する診療機能を集約した感染症センターとして、診療体制の強化及び機能の充実に取り組むとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく二類感染症患者を受け入れるための施設整備を進める。  ・　呼吸不全、在宅酸素療法（ＨＯＴ）等に対する診療機能を集約した呼吸ケアセンターとして、診療体制の強化及び機能の拡充に取り組む。  ・　肺がんなど悪性腫瘍に対する診療機能を集約した腫瘍センターとして、早期診断から集学的治療、緩和ケアまでの診療体制の強化及び機能の拡充に取り組む。  在宅酸素療法患者数に係る目標   |  |  | | --- | --- | | 平成21年度実績 | 平成27年度目標値 | | 337人 | 380人 |   広範性／難治性アトピー性皮膚炎患者数に係る目標   |  |  | | --- | --- | | 平成21年度実績 | 平成27年度目標値 | | 3,821人 | 4,000人 |   肺がん手術件数に係る目標   |  |  | | --- | --- | | 平成21年度実績 | 平成27年度目標値 | | 160件 | 200件 |   **ウ　精神医療センター**  ・　精神医療における入院治療から地域支援という流れの中で、福祉事務所や保健所等との適切な役割分担と連携を進め、専門性を発揮した訪問看護の取組を拡充するため体制整備等を行う。  ・　再編整備については、平成24年度中の開院を目指して、民間医療機関等との役割分担と連携のもと、他の医療機関では対応が困難な患者の受入れ機能を充実し、患者の立場に立った療養環境の整備を計画的に行う。  ・　児童期部門と思春期部門については、医療・教育・福祉の連携や保護者への配慮など共通する側面が多いことから、連携を強化し、効率的・効果的な医療の提供を図るとともに、子どもの心の診療拠点として体制を強化し、自閉症確定診断について、待機患児の解消を目指す。  ・　新病院の開院に合わせて医療観察法病棟を整備し、入院対象患者の受入れ病床の拡充を図る。  訪問看護の実施回数に係る目標   |  |  | | --- | --- | | 平成21年度実績 | 平成27年度目標値 | | 4,651回 | 5,000回 |   確定診断待機患児数に係る目標   |  |  | | --- | --- | | 平成21年度末実績 | 平成27年度末目標値 | | 353人 | 0人 |     **エ　成人病センター**  　　　　　・　がん医療の基幹病院として、難治性・進行性・希少がん患者に対し、手術、放射線治療及び化学療法を組み合わせた最適な集学的治療を推進するための体制整備等を行う。  　　　　　・　特定機能病院として、病院、がん予防情報センター及び研究所の横断的連携による高度先進医療の提供等とともに、がん予防のための基礎的情報の収集、実態把握、対策・評価等を行うための体制整備等を行う。  　　　　　・　平成28年度中の新病院開院を目指し、がん医療の基幹病院としてふさわしい施設を効率的に建設する。  　・　これらの取組を進めることにより、大阪府在住のがん患者に占める成人病センター及び府域がん診療拠点病院での治療割合（カバー率）を向上させる。    大阪府在住のがん患者に占める成人病センターでの治療割合に係る目標  平成27年度目標値9.5％  大阪府在住のがん患者に占める府域がん診療拠点病院での治療割合に係る目標  平成27年度目標値80.0％  （参考）カバー率（単位：％）   |  |  | | --- | --- | | 公表年度  （患年）  区分 | 平成27年度  目標値 | | 成人病センター | 9.5 | | 府域がん診療拠点病院 | 80.0 |   手術実施件数に係る目標   |  |  | | --- | --- | | 平成21年度実績 | 平成27年度目標値 | | 2,770件 | 2,820件 |   放射線治療件数に係る目標   |  |  | | --- | --- | | 平成21年度実績 | 平成27年度目標値 | | 29,224件 | 30,000件 |   外来化学療法件数に係る目標   |  |  | | --- | --- | | 平成21年度実績 | 平成27年度目標値 | | 54.3件／日 | 55.0件／日 |   **オ　母子保健総合医療センター**  　　　　　・　産婦人科診療相互援助システム（ＯＧＣＳ）及び新生児診療相互援助システム（ＮＭＣＳ）の基幹病院として、府域における安定的な周産期医療体制の確保に取り組む。  　　　　　・　手術室及びＰＩＣＵ（小児集中治療室）等の拡充について、重篤な小児患者に対する救命救急機能を含め、担うべき診療機能にふさわしい診療体制を構築するため、平成25年度中の竣工を目指し新棟建設を計画的に進める。  ・　高度小児医療機能の向上を図るとともに、子ども・家族への支援の充実に努める。  出生体重1,000ｇ未満児の府域に占める入院割合に係る目標   |  |  | | --- | --- | | 平成21年実績 | 平成27年目標値 | | 17.9％ | 20.0％ |   新生児（生後28日以内）に対する手術件数に係る目標   |  |  | | --- | --- | | 平成21年度実績 | 平成27年度目標値 | | 87件 | 110件 |   **③　新しい治療法の開発・研究等**  ・　各病院の特徴を活かし、がんや循環器疾患、消化器疾患、結核・感染症、精神科緊急・救急、リハビリテーションなど、高度専門医療分野で臨床研究に取り組むとともに、大学等の研究機関及び企業との共同研究などに取り組み、府域の医療水準の向上を図る。  　　　　・　成人病センター及び母子保健総合医療センターにおいて、研究所と病院が連携し、がんや母子医療の分野において、診断技法・治療法の開発及び臨床応用のための研究に積極的に取り組む。また、研究所評価委員会において、専門的見地から研究成果の外部評価を引き続き実施する。  　　　　・　成人病センター及び母子保健総合医療センターにおいて、がん予防情報センター（母子保健総合医療センターにあっては、企画調査部）と病院が連携し、疫学調査を進め、疾病予防や臨床応用に役立てることにより、府民の健康づくりに貢献する。  ・　成人病センターがん予防情報センターにおいて、大阪府がん登録事業を継続実施し、各協力病院の院内がん登録の整備を進めることにより、さらなる登録情報の精度向上を図る。  **④　治験の推進**  ・　各病院の特性及び機能を活かして、新薬の開発等に貢献し、治療の効果及び安全性を高めるため、積極的に治験を実施し、中期目標期間中に平成21年度実績と比較して、治験の実施件数を増加させる。  （参考）治験実施状況（平成21年度実績　単位：件）   |  |  | | --- | --- | | 病院名 | 治験実施件数 | | 急性期・総合医療センター | 45 | | 呼吸器・アレルギー医療センター | 25 | | 成人病センター | 63 | | 母子保健総合医療センター | 14 |   **⑤　災害時における医療協力等**  　　　　・　急性期・総合医療センターは、基幹災害医療センターとして、救急患者の受入れ、患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動等に加え、地域災害医療センター間の調整を行うとともに、災害発生時に備え、大阪府、地域医療機関等の参加による災害医療訓練や府内の災害医療機関の医療従事者を対象とする災害医療研修を実施する。  　　　・　また、全国のＤＭＡＴ（Disaster Medical Assistance Team）研修修了者を対象にＮＢＣ（Nuclear Biological Chemical）、災害及びテロ対策等医療に関する研修（国の委託事業）を急性期・総合医療センターにおいて実施する。  　　　　・　急性期・総合医療センター以外の4病院は、特定診療災害医療センターとして、専門医療を必要とする患者の受入れ、医療機関間の調整、医療機関への支援等を行う。  　　　　・　新型インフルエンザ発生時の対応を行う体制やその他の感染症の集団発生に備えた受入れ体制を整備するなど、府立の病院として医療的な危機対応を行う。  **（2）診療機能充実のための基盤づくり**  **①　優れた医療スタッフの確保及び育成**  **ⅰ　人材の確保**  　　職種別人材の需給状況や他の医療機関の採用状況などを見極めながら、採用の方法及び時期等を設定するとともに、計画的な就労環境・勤務条件の改善、効果的な情報発信・ＰＲの実施等により、優れた人材の確保に努める。  　　　　　特に、女性職員が働きやすい就労環境の一層の充実に努めるなど魅力ある職場づくりを進め、人材の定着を図る。  **ア　医師**  　　　　　　大学等関係機関との連携に加えて、公募による採用等も活用して、優れた医師の確保に努める。また、教育研修のプログラムの充実等により、臨床研修医及びレジデント（専門分野の研修医をいう。以下同じ。）を確保するとともに、育児時間勤務制度の活用等により女性医師の確保に努める。    **イ　看護師**  　　インターネット広告など、より効果的なＰＲ手法の活用等により受験者を確保するとともに、看護師の需給状況に応じて採用試験の実施回数や実施地域及び試験内容を工夫し、職場ニーズに合致した能力及び資質を有する優れた看護師の確保に努める。  　　　また、看護師の就労環境の改善や看護師臨床研修制度を踏まえた教育研修体制の整備及び強化を行うとともに、大阪府立大学等の看護師養成学校との連携強化を図る。  **ウ　医療技術職員**  専門技能の有資格者など能力が高い人材を確保できるよう、受験資格、採用方法や時期等を工夫し、計画的な人材確保に努める。  **ⅱ　職務能力の向上**  　　　　　医師については、各病院が提供する高度専門医療の水準を維持・向上するため、大学等関係機関との連携の強化や教育研修の充実等により、資質に優れた医師の育成に努めるとともに、臨床研修医及びレジデントについて教育研修のプログラムの充実など教育研修体制の強化により、引き続き医師の職務能力向上に努める。  看護師については、専門性を向上させ、水準の高い看護を提供するため、長期自主研修期間中の支援制度を充実させるなど、各病院における認定看護師や専門看護師をはじめとする専門資格の取得を促進する。  また、新規採用看護職員の研修体制の整備や効果的な運用に努める。  医療技術職員については、外部研修の活用や、5病院合同の研修などにより各部門の基礎研修及び専門研修の充実に努める。  **②　施設及び高度医療機器の計画的な整備**  　　　　・　高度医療機器の整備については、平成22年度に策定した高度医療機器整備計画等に基づき効率的・効果的に推進するとともに、リースなど導入方法の工夫により、調達コストの抑制に努めつつ、医療の質の向上や収支改善につながる機器整備を図る。  　　　　・　高度医療機器整備計画により導入した医療機器について、毎年度、調達コストや稼働状況を踏まえた目標を設定し、その進捗管理を徹底することにより、稼働状況の向上を図る。  ・　施設の老朽化に伴う大規模改修について、大規模施設設備改修計画に基づき、計画的に進める。  **(3) 府域の医療水準の向上**  **①　地域医療への貢献**  ・　地域医療の向上を図るため、ネットワーク型の連携システムの構築や、地域の医療機関との一層の連携強化等を行うため、紹介率・逆紹介率の向上に努めるとともに、各病院で、地域の医療機関からの高度医療機器の共同利用を進める。  紹介率に係る目標（単位：％）   |  |  | | --- | --- | | 病院名 | 平成27年度目標値 | | 急性期・総合医療センター | 80.0 | | 呼吸器・アレルギー医療センター | 58.0 | | 成人病センター | 90.0 | | 母子保健総合医療センター | 80.0 |   備考　紹介率（％）＝（文書による紹介患者数＋救急車で搬送された患者数）÷（初診患者数－時間外、休日又は深夜に受診した６歳未満の小児患者数)×100  逆紹介率に係る目標（単位：％）   |  |  | | --- | --- | | 病院名 | 平成27年度目標値 | | 急性期・総合医療センター | 60.0 | | 呼吸器・アレルギー医療センター | 46.0 | | 成人病センター | 98.5 | | 母子保健総合医療センター | 28.0 |   備考　逆紹介率（％）＝　逆紹介患者数÷初診患者数×100  ・　医師等による地域の医療機関等への支援、地域の医療従事者を対象とした研修会への講師派遣等の医療スタッフの活動領域を拡大する。    **②　府域の医療従事者育成への貢献**  　　　　・　府域の医療従事者の育成を図るため、研修医等に高度な医療技術を教育・研修する教育研修センターの積極的活用や研修プログラムの開発など教育研修機能を充実し、臨床研修医及びレジデントの受入れを行うとともに、各病院は、地域医療機関からの医療スタッフの受入数など、目標を設定し、その達成に向けて取り組む。  教育研修センターにおける地域の医療スタッフ受入れに係る目標  （単位：人）   |  |  | | --- | --- | | 病院名 | 平成27年度目標値 | | 急性期・総合医療センター | 20 | | 成人病センター | 10 |   （参考）  臨床研修医受入数、協力型受入数及びレジデント受入数（単位：人）   |  |  | | --- | --- | | 区分 | 平成21年度実績 | | 臨床研修医受入数 | 48 | | 協力型受入数 | 44 | | レジデント受入数 | 104 |   備考　協力型受入数は、協力型臨床研修病院（主たる臨床研修病院と共同して、特定の診療科において短期間の臨床研修を行う病院）として、臨床研修医を受け入れた人数  （参考）  臨床研修医受入数及び協力型受入数の病院別内訳（単位：人）   |  |  | | --- | --- | | 病院名 | 平成21年度実績 | | 急性期・総合医療センター | 41 | | 呼吸器・アレルギー医療センター | 4 | | 精神医療センター（協力型病院） | （21） | | 成人病センター | 3 | | 母子保健総合医療センター（協力型病院） | （23） | | 合計（協力型病院） | 48（44） |   （参考）  レジデント受入数の病院別内訳（単位：人）   |  |  | | --- | --- | | 病院名 | 平成21年度実績 | | 急性期・総合医療センター | 43 | | 呼吸器・アレルギー医療センター | 4 | | 精神医療センター | 0 | | 成人病センター | 40 | | 母子保健総合医療センター | 17 | | 合計 | 104 |   ・　府域における看護師・薬剤師等医療スタッフの資質の向上を図るため、実習の受入れ等を積極的に行う。  （参考）看護学生実習受入数（平成21年度実績）2,912人  **③　府民への保健医療情報の提供・発信**  　　　　・　各病院に蓄積された専門医療に関する情報を効果的に活用するため、5病院の連携のもとＰＲ方策や情報の活用等の検討を進め、情報発信を推進する。  ・　健康に関する保健医療情報や、病院の診療機能を客観的に表す臨床評価指標等について、ホームページによる情報発信を積極的に行う。  ・　5病院が共通する課題や新たな診断技法や治療法について、府民を対象とした公開講座を開催し、医療に関する知識の普及や啓発に努める。  **(4) より安心で信頼できる質の高い医療の提供**  **①　医療安全対策等の徹底**  　　　　・　府民に信頼される良質な医療を提供するため、医療安全管理体制の充実を図るとともに、外部委員も参画した医療安全委員会、事故調査委員会等において医療事故に関する情報の収集・分析に努め、医療安全対策を徹底する。また、医療事故の公表基準を適切に運用し、医療に関する透明性を高める。  　　　・　患者、家族等の安全や病院職員の健康の確保のため、感染源や感染経路などに応じた適切な院内感染予防策を実施するなど、院内感染対策の充実を図る。  　　　　・　医薬品等の安全確保のため、医薬品及び医療機器に関する安全情報の的確な提供、服薬指導（入院患者が安心して薬を服用することができるよう、薬剤師が直接、副作用の説明等の薬に関する指導を行うことをいう。）の充実を図る。  服薬指導件数に係る目標（単位：件）   |  |  | | --- | --- | | 病院名 | 平成27年度目標値 | | 急性期・総合医療センター | 11,500 | | 呼吸器・アレルギー医療センター | 6,500 | | 精神医療センター | 2,200 | | 成人病センター | 7,000 | | 母子保健総合医療センター | 2,000 | | 合計 | 29,200 |   **②　医療の標準化と最適な医療の提供**  　　　　・　入院における患者の負担軽減及びわかりやすい医療の提供のため、科学的な根拠に基づく医療（ＥＢＭ：Evidence Based Medicine）の提供及び医療の効率化の両面を踏まえて、クリニカルパス（疾患別に退院までの治療内容を標準化した計画表をいう。以下同じ。）の作成、適用及び見直しを行い、より短い期間で質の高い効果的な医療を提供する。    クリニカルパス適用率等に係る目標   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 病院名 | 適用率 | 種類数 | | | 平成27年度目標値 | | 平成27年度目標値 | | 急性期・総合医療センター | 80.0 | | 540 | | 呼吸器・アレルギー医療センター | 40.0 | | 70 | | 成人病センター | 71.0 | | 190 | | 母子保健総合医療センター | 55.0 | | 120 |   備考　クリニカルパス適用率は、新入院患者に対する適用患者数の割合をいう。  　　　　・　蓄積された診療データを分析し、経年変化及び他の医療機関との比較を通じて、各病院における医療の質の向上に役立てる。  　　　　・　財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価を受審するなど、第三者機関の評価に基づく医療の質の確保・向上に努める。  **③　患者中心の医療の実践**  　　　　・　患者中心のより良い医療を提供するため、患者の基本的な権利を尊重することを定めた「患者の権利に関する宣言」等を職員に周知徹底するとともに、職員を対象とする人権研修に引き続き取り組み、患者の基本的な権利等を尊重する機運の醸成に努める。  ・　治療への患者及び家族の積極的な関わりを推進するため、患者等の信頼と納得に基づく診療を行うとともに、検査及び治療の選択について患者の意思を尊重するため、インフォームド・コンセント（正しい情報を伝えた上での医療従事者と患者との合意をいう。）の一層の徹底を図る。  ・　患者等が主治医以外の専門医の意見及びアドバイスを求めた場合に適切に対応できるよう、セカンドオピニオン（患者及びその家族が、治療法等の判断に当たって、主治医と別の専門医の意見を聴くことをいう。）や、がん相談支援センターにおける患者及び府民への相談支援の充実に取り組む。  ・患者の病状に応じた治療を行うとともに、個々の患者の希望を尊重した最適な医療の提供に努め、患者のＱＯＬの向上を図るため、新しい医療技術の導入や医師、看護師等の連携によるチーム医療及び各診療科の医師が連携した患者中心の医療を推進する。  ・　病院給食について、治療効果を上げるための栄養管理の充実とともに、患者の嗜好にも配慮した選択メニューの拡充などに取り組む。  **２　患者・府民の満足度向上**  患者・府民の目線に立って、その満足度が高められるよう、各病院で創意工夫し、よりきめ細かくニーズに応じた医療サービスを提供する。また、患者サービス向上のための取組効果を把握し、一層の改善に資するために患者等の意見・要望の収集に努める。  **(1) 患者満足度調査等の活用**  ・　ホスピタリティの向上を図るため、病院顧客満足度調査の結果等を活用し、接遇に関するマニュアルの整備や定期的な研修の実施をはじめ、患者等向け案内冊子等の改善など、接遇向上に向けた取組を推進する。  ・　ＮＰＯの活動と連携・協働して、各病院において院内見学及び意見交換の機会を設けることや、意見箱等を通じて患者・府民の生の声を把握し、サービス向上の取組を進める。  **(2) 院内環境の快適性向上等**  　　　・　患者及び来院者により快適な環境を提供するため、病室、待合室、トイレ、浴室等の改修・補修を計画的に実施するとともに、患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に努める。  　　　・　コンビニエンスストア等患者のニーズの高い店舗の誘致や駐車場の増設、病室の個室化などにより、患者等の利便性の向上を図る。  **(3) 待ち時間及び検査・手術待ちの改善**  **①　外来待ち時間の対応**  ・　待ち時間の実態調査を毎年実施し、待ち時間が発生している要因や患者・府民ニーズを踏まえながら、改善に取り組む。  ・　待ち時間短縮の取組と併せて、待合空間の快適性の向上等により、体感待ち時間ゼロを目指した取組を進める。  **②　検査待ち・手術待ちの改善**  ・　検査待ちの改善を図るため、検査予約のシステム化、検査機器の稼動率向上等に取り組む。  ・　患者ニーズ、診療体制等の動向等を踏まえ、ＣＴ（全身用Ｘ線コンピュータ断層診断装置）検査、ＭＲＩ（磁気共鳴断層診断装置）検査の土曜日実施を行うなど、柔軟な対応を行う。  ・　手術待ちが発生している状況を改善するため、医師等の配置及び手術室の運用改善等により手術実施体制を整備し、手術件数の増加を図る。  **(4) ボランティア等との協働**  　　　　各病院において、通訳ボランティア等の多様なボランティアの参画を通じて、療養環境の向上を図るとともに、開かれた病院を目指し、地域におけるボランティア活動やＮＰＯ活動と連携・協力することにより、地域で支え合う取組を推進する。  **第2　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置**  　　高度専門医療の提供及び府域の医療水準の向上など、将来にわたり府民の期待に応えられるよう、安定的な病院経営を確立するための組織体制を強化し、経営基盤の安定化を図る。    **１　組織体制の確立**  法人の基本理念である、高度専門医療の提供と府域の医療水準の向上、患者・府民の満足度向上及び安定的な病院経営の確立を実現し、地方独立行政法人のメリットを最大限に発揮できるよう、５病院一体運営によるメリットを活かしつつ、運営管理体制等の強化や人員配置の弾力化を行うとともに、各病院がそれぞれの特性を活かしつつ、５病院の協力体制のもと、それぞれが自律性を発揮できる制度及び組織づくりを進める。  また、組織マネジメントのさらなる強化のため、府派遣職員から法人採用職員への切替えを計画的に進めるとともに、一般地方独立行政法人（非公務員型）への移行を図る。   1. **組織マネジメントの強化**   **①　組織管理体制の充実**  　　　　　自律性・機動性・透明性の高い病院運営を行う地方独立行政法人の趣旨を踏まえながら、機構の運営及び各病院の経営支援を的確に行えるよう、経営会議等による理事長・理事会のサポート体制を充実するなど本部の戦略機能を強化し、各病院の自律的経営を支援する。  **②　プロパー化による組織力の強化**  良質な医療サービスを継続的に提供するため、府からの派遣職員については、専門知識や豊富な経験、経営感覚を有する法人採用職員に切り替え、さらなる組織力の強化を図る。また、受験資格、採用方法や時期等を工夫し、計画的な採用に努め、優れた人材を適材適所に配置する。  **③　給与制度と連動した人事評価制度の構築**  職員の勤務意欲等の一層の向上を図るため、医療現場の実態に即した公正で客観的な人事評価制度を構築し、職員の業績や資質及び能力を評価して給与へ反映させるとともに、職員の人材育成及び人事管理に活用する。  **④　一般地方独立行政法人（非公務員型）への移行**  地方公務員法に拘束されないより柔軟な人事制度・採用方法・評価制度等を実現できるよう、地方独立行政法人法等の改正を大阪府と連携して国に働きかけながら、一般地方独立行政法人（非公務員型）への移行を図り、組織マネジメントをより一層強化する。  **(2) 診療体制の強化及び人員配置の弾力化**  　　医療需要の質の変化や患者動向に迅速に対応するため、各部門の生産性や収益性を踏まえ、診療科の変更、医師等の配置の弾力化、常勤以外の雇用形態を含む多様な専門職の活用等を行うとともに、機構内の各病院間での医師、看護師等の交流等の協力体制等を実施しつつ、効率的で効果的な医療の提供を行う。  **(3) コンプライアンスの徹底**  **①　医療倫理の確立等**  府立の医療機関としての公的使命を適切に果たすため、医療法（昭和23年法律第205号）をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部規律の策定、倫理委員会によるチェック等を通じて、役職員の行動規範と倫理を確立する。    **②　診療情報の適正な管理**  カルテ（診療録）等の個人の診療情報については、電子化も踏まえて、診療情報管理士等により、適正な管理を行うことができる体制を確保するとともに、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号）及びカルテの開示に関する規程に基づき、患者及びその家族への情報開示を適切に行う。その他の個人情報保護及び情報公開に関しては、大阪府個人情報保護条例及び大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）に基づき、府の機関に準じ適切に対応する。    **③　業務執行におけるコンプライアンスの徹底**  業務執行におけるコンプライアンスを徹底するため、意識啓発のための取組を定期的・継続的に実施していく。また、業務の適正かつ能率的な執行を図るため監査等を実施するとともに、外部の監査など第三者による評価を引き続き実施する。  **２　経営基盤の安定化**  　　　機動性・透明性の高い病院経営を行う地方独立行政法人法の趣旨を踏まえ、その特徴を十分に活かし、より一層効率的・効果的な業務運営を行うとともに、より多くの患者に質の高い医療サービスを効果的に提供することにより収入の確保に努めるなど、自発的に経営改善を進める。  **(1) 効率的・効果的な業務運営・業務プロセスの改善**  **①　自律的な経営管理の推進**  　　　　　中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標の着実な達成に向けて、病院別の実施計画を作成し、各病院が自律的に取り組むとともに、月次報告を踏まえた経営分析や、他の医療機関との比較等も行い、機動的・戦略的な運営を行う。    経常収支比率に係る目標（単位：％）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 病院名 | 平成23～24  年度目標値 | 平成25～27  年度目標値 | | 急性期・総合医療センター | 104.0 | 104.0 | | 呼吸器・アレルギー医療センター | 102.0 | 102.0 | | 精神医療センター | 107.0 | 106.0 | | 成人病センター | 104.0 | 104.0 | | 母子保健総合医療センター | 108.0 | 108.0 | | 合計 | 104.0 | 104.0 |   備考　経常収支比率＝（営業収益＋営業外収益）÷（営業費用＋営業外費用）×100  医業収支比率に係る目標（単位：％）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 病院名 | 平成23～24  年度目標値 | 平成25～27  年度目標値 | | 急性期・総合医療センター | 94.0 | 94.0 | | 呼吸器・アレルギー医療センター | 83.0 | 83.0 | | 精神医療センター | 61.0 | 67.0 | | 成人病センター | 89.0 | 89.0 | | 母子保健総合医療センター | 89.0 | 89.0 | | 合計 | 86.0 | 87.0 |   備考　医業収支比率＝医業収益÷医業費用×100  **②　柔軟性のある予算編成及び予算執行の弾力化**  中期計画で設定した収支目標を達成することを前提に柔軟性のある予算を編成し、弾力的な予算執行を行うことにより、効率的・効果的な業務運営を行う。    **③　メリットシステムの実施**  病院ごとの財務状況を的確に把握するとともに、病院の自発的な経営努力を促すため、経営改善目標の達成状況に応じてその成果を一部還元し、医療水準の向上等のために活用するメリットシステムを実施する。  **(2) 収入の確保**  **①　新患者の確保及び病床の効率的運用**  より多くの患者に質の高い医療サービスを効果的に提供することにより、収入の確保に努めるため、地域連携の強化・充実等により、新入院患者の確保に努めるとともに、ベッドコントロールの一元管理のもと、病床管理の基準を定めるなど、効率的な運用を行う。  病床利用率に係る目標（単位：％）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 病院名 | 平成23～24  年度目標値 | 平成25～27  年度目標値 | | 急性期・総合医療センター | 90.0 | 90.0 | | 呼吸器・アレルギー医療センター  （一般病床のみ） | 84.0 | 84.0 | | 精神医療センター | 83.0 | 87.0 | | 成人病センター（人間ドックを除く） | 90.0 | 90.0 | | 母子保健総合医療センター | 84.0 | 87.0 |   備考　稼動病床数に対する数値（ＩＣＵを含む）  　新入院患者数に係る目標（単位：人）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 病院名 | 平成23～24  年度目標値 | 平成25～27  年度目標値 | | 急性期・総合医療センター | 16,000 | 16,000 | | 呼吸器・アレルギー医療センター | 7,500 | 7,500 | | 精神医療センター | 700 | 735 | | 成人病センター（人間ドックを除く） | 9,300 | 9,300 | | 母子保健総合医療センター | 7,700 | 8,300 |   （参考）  平均在院日数（単位：日）   |  |  | | --- | --- | | 病院名 | 平成21年度  実績 | | 急性期・総合医療センター | 14.3 | | 呼吸器・アレルギー医療センター  （一般病床のみ） | 15.8 | | 精神医療センター | 201.4 | | 成人病センター（人間ドックを除く） | 16.8 | | 母子保健総合医療センター | 13.1 |   （参考）  病床回転率（単位：回）   |  |  | | --- | --- | | 病院名 | 平成21年度  実績 | | 急性期・総合医療センター | 22.9 | | 呼吸器・アレルギー医療センター  （一般病床のみ） | 18.5 | | 精神医療センター | 1.5 | | 成人病センター（人間ドックを除く） | 19.3 | | 母子保健総合医療センター | 21.9 |   　　　　備考　病床回転率＝年間日数÷平均在院日数×病床利用率  **②　診療単価の向上**  ・　診療報酬制度の改定について、医療の質の向上と経営効率化の両面の観点から研究し、速やかに実行できるよう、研修を実施する。  ・　診療報酬請求の精度調査を実施し、報告会などにより院内の共有化を図るとともに、診療報酬に関する研修を実施する。  **③　未収金対策及び資産の活用**  ・　患者負担分にかかる未収金の滞納発生の未然防止に努めるとともに、発生した未収金は、債権回収委託等を活用しながら、早期回収に取り組む。  ・　新たに食堂、売店、自動販売機等を設置する場合には、原則として公募により事業者を選定し、手続の透明性を確保しながら土地及び建物の積極的な活用を図る。   1. **費用の抑制**   **①　給与費の適正化**  患者ニーズや診療報酬改定の状況、さらには診療体制充実に伴う費用対効果等を踏まえ、職員配置の増減を柔軟に行うとともに、職種による需給関係や給与費比率を勘案しながら、給与の適正化に努める。  また、調理業務等のアウトソーシングが可能な業務については、業務の質を確保しつつ、引き続き計画的に委託化等を進める。  給与費比率に係る目標（単位：％）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 病院名 | 平成23～24年度目標値 | 平成25～27年度目標値 | | 急性期・総合医療センター | 56.0 | 56.0 | | 呼吸器・アレルギー医療センター | 70.0 | 70.0 | | 精神医療センター | 128.0 | 111.0 | | 成人病センター | 56.0 | 56.0 | | 母子保健総合医療センター | 59.0 | 59.0 | | 合計 | 63.0 | 63.0 |   備考　給与費比率＝給与費÷医業収益×100   1. **材料費の縮減**   ・　材料費の抑制を図るため、5病院において使用する医薬品や医療材料等について、調達、院内各部門への供給、在庫管理などを一元的に事業者に委託するＳＰＤ（Supply Processing and Distribution）の効果的な活用を図る。また、同種同効品の推進、後発医薬品の採用促進等を図ることにより、一層の費用の節減を進める。  材料費比率に係る目標（単位：％）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 病院名 | 平成23～24年度目標値 | 平成25～  27年度目標値 | | 急性期・総合医療センター | 29.0 | 29.0 | | 呼吸器・アレルギー医療センター | 22.0 | 22.0 | | 精神医療センター | 11.0 | 8.0 | | 成人病センター | 34.0 | 34.0 | | 母子保健総合医療センター | 28.0 | 28.0 | | 合計 | 28.0 | 28.0 |   備考　材料費比率＝材料費÷医業収益×100  後発医薬品採用率に係る目標（単位：％）   |  |  | | --- | --- | | 病院名 | 平成27年度目標値 | | 急性期・総合医療センター | 15.00 | | 呼吸器・アレルギー医療センター | 12.00 | | 精神医療センター | 4.00 | | 成人病センター | 11.00 | | 母子保健総合医療センター | 4.50 |   備考　後発医薬品採用率は、金額ベースでの後発医薬品の割合をいう。  **③　経費の節減**  ・　ＥＳＣＯ事業（Energy Service Company：事業者が省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、その結果得られる省エネルギー効果を保証する事業をいう。）等を活用し、光熱水費の節減に努める。  ・　売買、請負等の契約については、情報の公開と競争による選定を基本とし、透明性・公平性を確保するとともに、民間における取組事例も参考に、複数年契約、複合契約等の多様な契約手法を活用し、さらなる費用の節減に取り組む。  **第３　予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画**  　　地方独立行政法人法の趣旨に沿って、府からの適切な運営費負担金の投入のもと、府立の病院として公的使命を果たすとともに、医療機器や施設の整備を計画的に行い、将来にわたり持続的に高度専門医療が提供できるよう安定的な経営基盤を確立する。  **１　予算（平成23年度～平成27年度）（省略）**  **２　収支計画（平成23年度～平成27年度）（省略）**  **３　資金計画（平成23年度～平成27年度）（省略）**  **第４　短期借入金の限度額**  １　限度額 10,000百万円  ２　想定される短期借入金の発生理由  (1) 運営費負担金の受入れ遅延等による資金不足への対応  (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な出費への対応  **第５　重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画**  なし  **第６　剰余金の使途**  　　決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。  **第７　料金に関する事項**  **１　診療料等（省略）**  **２　駐車場等の使用料**  病院の駐車場及び宿泊施設を利用しようとする者は、次の表に掲げる使用料を納付しなければならない。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 区分 | | | 単位 | 金額 | | 駐車場 | 患者 | 急性期・総合医療センター | 1日1回 | 円  300 | | 呼吸器・アレルギー医療センター及び母子保健総合医療センター | 200 | | 成人病センター | 400 | | その他の者 | 急性期・総合医療センター | 1時間 | 300 | | 呼吸器・アレルギー医療センター及び母子保健総合医療センター | 200 | | 成人病センター | 400 | | 超過30分 | 200 | | 宿泊施設 | | 母子保健総合医療センター | 1人1泊 | 1,000 |   **３　還付**  既納の診療料等及び使用料は、還付しない。ただし、理事長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。  **４　減免**  理事長は、特別の理由があると認めるときは、診療料等及び使用料を減額し、又は免除することができる。  **第８　その他業務運営に関する重要事項**  機構の一般地方独立行政法人（非公務員型）への移行を進めつつ、大都市制度移行時に府立と市立との病院経営統合を円滑にできるよう、大阪府及び大阪市と緊密に連携を図りながら検討を進める。  また、急性期・総合医療センター敷地内における大阪府市共同住吉母子医療センター（仮称）の整備、精神医療センターの再編整備、成人病センターの建替え及び母子保健総合医療センターの手術棟整備をはじめとする大規模施設整備については、求められる機能を視野に入れ、計画的な施設整備を推進する。  さらに、新成人病センター隣接地に整備を予定している粒子線がん治療施設の用地を取得し、当該施設を運営する事業者に貸し付けるとともに、府民に対し最先端医療が提供できるよう大阪府や事業者との連携を図り検討を進める。  **第９　大阪府地方独立行政法人法施行細則（平成17年大阪府規則第30号）第4条で定める事項（省略）** | **前文**  この計画は、地方独立行政法人法第26条の規定により、大阪府知事が定める第3期中期目標に基づき、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「機構」という。）が作成するものである。  第1期中期計画（平成18年4月1日から平成23年3月31日まで）では、機構の基本理念のもと、府立の5病院（以下、「各病院」という。）として果たすべき役割を明確化し、高度専門医療の提供や地域連携の強化、さらには患者満足度の向上などに一定の成果を得るとともに、経営改善に取り組んだ結果、不良債務の解消を図ることができた。  第2期中期計画（平成23年4月1日から平成28年3月31日まで）では、日本の医療をリードする病院を目指し、大阪府の医療政策の一環として各病院に求められる高度専門医療を提供しつつ、新しい治療法の開発や府域における医療水準の向上を図った。また、これらの取組を推進し、各病院が将来にわたり持続的に高度専門医療を提供することができるよう、優秀な人材の確保や組織体制の強化及び施設整備を戦略的に進めてきた。  第3期中期計画（平成28年4月1日から平成33年3月31日まで）では、医療提供体制を強化し政策医療・高度専門医療を充実させるとともに、府域の医療水準の向上をめざし地域連携の強化に取り組む。また、業務運営の改善及び効率化に向け、機構全体の経営マネジメントの強化を図る。さらに、環境の変化に対応した病院機能の強化に努める。  **第1　府民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置**  各病院は、高度専門医療の提供と府域の医療水準の向上、患者・府民の満足度の向上や安定的な病院経営の確立を基本理念に、府民の生命と健康を支える医療機関として、それぞれの専門性の向上を図りつつ、時代の要請に応じた医療サービスを提供する。  **１　高度専門医療の提供及び医療水準の向上**  　　　大阪府立急性期・総合医療センター（以下「急性期・総合医療センター」という。）、大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター（以下「呼吸器・アレルギー医療センター」という。）、大阪府立精神医療センター（以下「精神医療センター」という。）、大阪府立成人病センター（以下「成人病センター」という。）及び大阪府立母子保健総合医療センター（以下「母子保健総合医療センター」という。）は、それぞれの役割に応じた高度専門医療を中心とした安全で質の高い医療を提供するとともに、地域の医療機関との連携、人材養成や臨床研究等を通じ、府域の医療水準の向上を図る。    **(1) 府の医療施策推進における役割の発揮**  **①　役割に応じた医療施策の実施**  　　　　　各病院は、医療施策の実施機関として健康医療行政を担当する府の機関と連携し、それぞれの基本的な機能に応じて、次の表に掲げる役割を担う。   |  |  | | --- | --- | | 病院名 | 役割 | | 急性期・総合医療  センター | ・基幹災害医療センターとして、府域の災害拠点病院への支援機能、府域の災害対応に人材を派遣、大阪DMATの人材育成に関する中心的な役割  ・高度救命救急センターとして、救命救急医療、高度循環器医療、周産期緊急医療など急性期医療の提供  ・地域がん診療連携拠点病院として、合併症を有する難治性、進行性がんをはじめとする総合的ながん医療の提供  ・心疾患・脳血管疾患、糖尿病・生活習慣病、腎移植や難病医療の拠点病院としての専門医療の提供  ・精神科における合併症患者の受入れや総合的な合併症患者への医療の提供  ・急性期から回復期までの一貫したリハビリテーション医療、障がい者医療の提供  ・医師の卒後臨床研修等の教育研修 | | 呼吸器・アレルギー医療センター | ・難治性の呼吸器疾患に対する専門医療の提供  ・多剤耐性結核患者などに対する専門医療の提供  ・気管支喘息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギーなどに対する専門医療の提供  ・呼吸器疾患、結核、アレルギー性疾患の合併症に対する医療の提供  ・悪性腫瘍患者に対する診断から集学的治療、緩和ケアまでの総合的な医療の提供 | | 精神医療センター | ・措置入院、緊急措置入院、救急入院など急性期にある患者に対する緊急・救急医療及び症状が急性期を脱した患者に対する退院までの総合的な医療の提供  ・激しい問題行動を伴う難治性症例、薬物等の中毒性精神障がいなどの患者に対する高度ケア医療の提供  ・医療型障害児入所施設として、自閉症患者（児）の受入れ  ・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）に基づく入院対象患者の受入れ  ・　発達障がい者（児）への医療の提供及び早期発見・早期治療に関する研究、専門医の育成 | | 成人病センター | ・がん医療の基幹病院として難治性、進行性及び希少がんをはじめ総合的ながん医療の提供  ・特定機能病院として、高度先進医療の提供、新しい診断や治療方法の研究開発及び人材育成機能  ・都道府県がん診療連携拠点病院として、がん患者や家族に対する相談支援や技術支援機能の向上並びに医療機関ネットーワークの拡充による地域医療連携の強化 | | 母子保健総合医療  センター | ・総合周産期母子医療センターとして、ハイリスク妊産婦や疾病新生児・超低出生体重児に対する母体、胎児から新生児にわたる高度専門的な診療機能  ・産婦人科診療相互援助システム（ＯＧＣＳ）及び新生児診療相互援助システム（ＮＭＣＳ）の基幹病院としての中核機能  ・小児がんに代表される小児難治性疾患や先天性心疾患に代表される新生児・乳幼児外科疾患に対する高度専門医療の提供  ・高度な集中治療など、重篤小児の超急性期を含む救命救急医療の提供  ・高度専門医療を受けた小児・家族に対する心のケア、子どもの心の診療機能の充実、在宅医療の機能強化  ・　発達障がい児への医療の提供及び早期発見・早期治療に関する研究の推進、専門医の育成  ・妊産婦や小児の疾患に関する新しい診断や治療方法の研究開発及び人材育成 |   **②　診療機能の充実**  　　　　　各病院に位置付けられた役割や新たな医療課題等に適切に対応するため、各病院は、治療成績等について目標を設定し、その達成に向けて、次のとおり新たな体制整備や取組の実施など診療機能を充実する。    **ア　急性期・総合医療センター**  ・　高度救命救急センター、三次救急及び二次救急の指定医療機関であることを踏まえ、南大阪地域の救命救急の中核的医療機関として、ＥＲ部の充実など救命救急部門の体制強化に努める。  ・　がん医療の質の向上とがん患者のＱＯＬ（生活の質）向上を図るため、鏡視下手術等の低侵襲医療をさらに推進するとともに、合併症の予防から緩和ケアまで、がん医療のすべての過程において、効果的なリハビリテーションを実施する。  ・　臓器移植について、社団法人日本臓器移植ネットワークの特定移植検査センターとしてＨＬＡ（ヒト白血球型抗原）やリンパ球交叉試験などの適合検査を実施するとともに、腎移植に取り組み、移植臨床センターとしての機能を強化する。また、腎代替療法において、腹膜透析の推進に努める。  ・　周産期救急医療及び小児救急医療に貢献するため、地域周産期母子医療センターとして受入れ拡充のための体制強化を図るとともに、遺伝相談の体制を検討する。  ・　精神科病棟に身体合併症に特化した機能を持たせ、救急救命センターをはじめ他科との良好な連携の下に比較的重症な身体合併症患者も積極的に受け入れる。  ・　難治性糖尿病について、糖尿病合併症治療に関係が深い診療科との連携も強化し、糖尿病の専門医療機関としての機能の充実に努める。  **イ　呼吸器・アレルギー医療センター**  ・　呼吸不全、在宅酸素療法（ＨＯＴ）等に対する診療機能を集約した呼吸ケアセンターとして、急性期から慢性期まであらゆる病態をカバーする。また、救急患者の受入をはじめ、在宅医療の後方支援や、呼吸器リハビリテーション機能の強化など診療体制の充実に取り組む。  ・　感染症指定医療機関として、新型インフルエンザ、ＳＡＲＳ（重症急性呼吸器症候群）等の新興感染症や、ＡＩＤＳ（後天性免疫不全症候群）をはじめ多剤耐性結核等の感染症に対する診療機能の充実に取り組む。  ・　アトピー性皮膚炎、食物アレルギー等に対する総合的な診療機能を集約したアトピー・アレルギーセンターとして、食物負荷試験や経口免疫療法の積極的な実施、乳児アトピー性皮膚炎に対する早期介入の積極的な実施等、診療体制の強化及び機能の拡充に取り組む。  ・　肺がんなど悪性腫瘍に対する診療機能を集約した腫瘍センターとして、早期診断から集学的治療までの診療体制の強化及び機能の拡充に取り組む。  ・　周辺医療機関との感染対策ネットワークを充実するとともに、府立病院間のネットワーク化を図り、集団感染や耐性菌感染等の情報提供や助言を行うなど、府域の院内感染対策に貢献する。      **ウ　精神医療センター**  ・　精神疾患患者の地域移行の取組を推進するため、福祉事務所や保健所等との適切な役割分担と連携を図り、専門性を発揮した訪問看護の取組を拡充するための体制整備等を行い、在宅療養中の患者のケアを充実する。  ・　児童・思春期部門については、教育や子育て、とりわけ保護者との関係が重要であることから、医療・教育・福祉の連携を強化し、効率的・効果的な医療を提供する。また、待機患児数の解消をめざし、発達障害の診断初診外来の充実に取り組む。  ・　医療観察法対象者や薬物中毒患者等の依存症、重度かつ慢性の患者等より専門的なケアを必要とする患者を受け入れるとともに、大阪府こころの健康総合センターをはじめ関係機関との連携を図りながら、引き続き精神科救急の中核機関としての役割を果たす。また、増加する認知症患者についても、適切に対応する。  **エ　成人病センター**  　　　　　・　がん医療の基幹病院として、悪性腫瘍疾患患者に対する診断から集学的治療、緩和ケアまで、安心かつＱＯＬの向上を目指した総合的な医療とケアを提供する。また、難治性・進行性・希少がん患者に対し、手術、放射線治療及び化学療法等を組み合わせた最適な集学的治療を推進する。  ・　特定機能病院として、病院、がん予防情報センター及び研究所の横断的連携を進め、高度先進医療を提供する。  併せて、悪性腫瘍疾患患者に対する診断から治療まで、新しい診断や治療方法の研究開発等を行う。  ・　都道府県がん診療拠点病院として、府域の医療機関との地域医療連携を強化するため、医師の相互派遣の実施や診療連携ネットワークシステムの構築を図る。  ・　重粒子線がん治療施設等と相互に連携し、最先端のがん治療を府民に提供する。  ・　医療における国際貢献の一環として、外国人患者に対しても高度先進医療の提供や、外国人医療従事者への技術指導及び研修を実施するための体制整備等を行う。  **オ　母子保健総合医療センター**  　　　　　・　産婦人科診療相互援助システム（ＯＧＣＳ）及び新生児診療相互援助システム（ＮＭＣＳ）の基幹病院としての役割を拡充し、府域における安定的な周産期医療体制の確保に取り組む。  ・　新手術棟を運用し、重篤小児患者の受入れを担う府域全体のＰＩＣＵ（小児集中治療室）としての機能を発揮する体制を構築するとともに、小児患者に対するチーム医療を推進する。  ・　高度小児医療機能の向上を図るとともに、小児期に発症した慢性疾患を持ちながら成人になっていく子どもと家族の成人診療への移行の支援を充実する。  　　　　　・　研究所では、病院と連携して小児の難治性疾患や早産・不育症等の原因不明疾患に対する研究開発を行い、母性・小児疾患総合診断解析センターとしての機能を果たすとともに、新しい治療法の開発を行う。  **③　新しい治療法の開発・研究等**  　　　　　・　各病院の特徴を活かし、がんや循環器疾患、消化器疾患、結核・感染症、精神科緊急・救急、リハビリテーションなど、高度専門医療分野で臨床研究に取り組むとともに、大学等の研究機関及び企業との共同研究などに取り組み、府域の医療水準の向上を図る。  　　　　　・　成人病センター及び母子保健総合医療センターにおいて、研究所と病院が連携し、がんや母子医療の分野において、診断技法・治療法の開発及び臨床応用のための研究に積極的に取り組む。成人病センター研究所においては、開発した特許技術によって、生きたがん細胞や遺伝子異常の検索技術を活用しがん治療創薬研究に貢献する。また、研究所評価委員会において、専門的見地から研究成果の外部評価を引き続き実施する。  　　　　　・　成人病センター及び母子保健総合医療センターにおいて、がん予防情報センター（母子保健総合医療センターにあっては、母子保健情報センター）と病院が連携し、疫学調査を進め、疾病予防や臨床応用に役立てることにより、府民の健康づくりに貢献する。  ・　成人病センターがん予防情報センターにおいて、大阪府がん登録事業を継続実施し、各協力病院の全国がん登録の整備を進めることにより、さらなる登録情報の精度向上を図る。  **④　治験の推進**  ・　各病院の特性及び機能を活かして、新薬の開発等に貢献し、治療の効果及び安全性を高めるため、積極的に治験に取り組み、新薬の開発等に貢献する。  **⑤　災害時における医療協力等**  　　　　・　急性期・総合医療センターは、基幹災害医療センターとして、救急患者の受入れ、患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動等に加え、地域災害医療センター間の調整を行うとともに、災害発生時に備え、大阪府、地域医療機関等の参加による災害医療訓練や府内の災害医療機関の医療従事者を対象とする災害医療研修を実施する。  また、全国のＤＭＡＴ（Disaster Medical Assistance Team）研修修了者を対象に「ＮＢＣ（Nuclear Biological Chemical）災害及びテロ対策等医療に関する研修（国の委託事業）」を実施する。  ・　急性期・総合医療センターは、院内に整備した大阪府災害医療コントロールセンターにおいて、必要な情報を一元的に集約し、的確な判断・対応につなげるための指揮命令機能を発揮する。  　　　　・　急性期・総合医療センター以外の4病院は、特定診療災害医療センターとして、専門医療を必要とする患者の受入れ、医療機関間の調整、医療機関への支援等を行う。  ・　精神医療センターでは、災害時において大阪府の精神科基幹病院として、治療をはじめこころのケアを行う体制の中心的な役割を担うとともに、大阪府のＤＰＡＴ(Disaster Psychiatric Assistance Team)の先遣隊として登録し、災害発生時には精神保健医療機能の支援を実施する。  　　　　・　新型インフルエンザ発生時の対応を行う体制やその他の感染症の集団発生に備えた受入れ体制を整備するなど、府立の病院として医療的な危機対応を行う。  **（2）診療機能充実のための基盤づくり**  **①　優れた医療スタッフの確保及び育成**  ・　各病院の医療水準の向上を図るとともに、医療環境の変化に対応した医療提供体制を構築するため、医師や看護師をはじめとした優れた医療人材の確保に努める。  ・　優秀な人材を育成するため、教育研修機能の充実を進めるとともに、職員の職務に関連する専門資格の取得など、自己研鑽をサポートする仕組みを構築する。  　　　　・　多数を占める女性医療スタッフが働きやすい職場環境の改善に取り組む。  **②　施設及び高度医療機器の計画的な整備**  　　　　・　高度医療機器の整備については、平成27年度に策定した高度医療機器整備計画等に基づき効率的・効果的に推進し稼働の向上に努めるとともに、リースなど導入方法の工夫により、調達コストの抑制に努めつつ、医療の質の向上や収支改善につながる機器整備を図る。  ・　施設の老朽化に伴う大規模改修について、大規模施設設備改修計画に基づき、計画的に進める。  **(3) 府域の医療水準の向上**  **①　地域医療への貢献**  ・　地域医療の向上を図るため、ネットワーク型の連携システムの構築や、地域の医療機関との一層の連携強化等を行うため、紹介率・逆紹介率の向上に努めるとともに、各病院で、地域の医療機関からの高度医療機器の共同利用を進める。  ・　地域の医療従事者を対象とした研修会への講師派遣や医師の地域医療機関での診療など、必要に応じて医療スタッフの派遣を行う。    **②　府域の医療従事者育成への貢献**  ・　府域の医療従事者の育成を図るため、研修医等に高度な医療技術を教育・研修する教育研修センターの積極的活用や研修プログラムの開発など教育研修機能を充実し、臨床研修医及びレジデントの受入れを行うとともに、各病院は、地域医療機関からの医療スタッフの受入などに積極的に取り組む。  ・　府域における看護師・薬剤師等医療スタッフの資質の向上を図るため、実習の受入れ等を積極的に行う。  **③　府民への保健医療情報の提供・発信**  　　　　・　各病院に蓄積された専門医療に関する情報を効果的に活用するため、ＰＲ方策や情報の活用等の検討を進め、情報発信を推進する。  ・　健康に関する保健医療情報や、病院の診療機能を客観的に表す臨床評価指標等について、ホームページによる情報発信を積極的に行う。  ・　新たな診断技法や治療法について、府民を対象とした公開講座を開催し、医療に関する知識の普及や啓発に努める。  **(4) より安心で信頼できる質の高い医療の提供**  **①　医療安全対策等の徹底**  　　　　・　府民に信頼される良質な医療を提供するため、医療安全管理体制の充実を図るとともに、外部委員も参画した医療安全委員会、事故調査委員会等において医療事故に関する情報の収集・分析に努め、医療安全対策を徹底する。  ・　予期せぬ死亡医療事故が発生したときは、医療法に位置づけられた医療事故調査制度（平成27年10月1日施行）に基づき院内調査を実施し、その調査結果を民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）等に報告し、再発防止を行う。併せて、医療事故の公表基準を適切に運用し、医療に関する透明性を高める。  　　　　・　患者、家族等の安全や病院職員の健康の確保のため、感染源や感染経路などに応じた適切な院内感染予防策を実施するなど、院内感染対策の充実を図る。  　　　　・　医薬品等の安全確保のため、医薬品及び医療機器に関する安全情報の的確な提供に努める。  **②　医療の標準化と最適な医療の提供**  　　　　・　入院における患者の負担軽減及びわかりやすい医療の提供のため、科学的な根拠に基づく医療（ＥＢＭ：Evidence Based Medicine）の提供及び医療の効率化の両面を踏まえて、クリニカルパス（疾患別に退院までの治療内容を標準化した計画表をいう。以下同じ。）の作成、適用及び見直しを行い、より短い期間で質の高い効果的な医療を提供する。  　　　　・　蓄積された診療データを分析し、経年変化及び他の医療機関との比較を通じて、各病院における医療の質の向上に役立てる。  　　　　・医療の質の確保・向上に努め、適切に第三者機関等からの評価等を受審し、それを活用する。  **③　患者中心の医療の実践**  　　　　・　患者中心のより良い医療を提供するため、患者の基本的な権利を尊重することを定めた「患者の権利に関する宣言」等を職員に周知徹底するとともに、職員を対象とする人権研修に引き続き取り組み、患者の基本的な権利等を尊重する機運の醸成に努める。  ・　治療への患者及び家族の積極的な関わりを推進するため、患者等の信頼と納得に基づく診療を行うとともに、検査及び治療の選択について患者の意思を尊重するため、インフォームド・コンセント（正しい情報を伝えた上での医療従事者と患者との合意をいう。）の一層の徹底を図る。  ・　患者等が主治医以外の専門医の意見及びアドバイスを求めた場合に適切に対応できるよう、セカンドオピニオン（患者及びその家族が、治療法等の判断に当たって、主治医と別の専門医の意見を聴くことをいう。）や、がん相談支援センターにおける患者及び府民への相談支援の充実に取り組む。  ・患者の病状に応じた治療を行うとともに、個々の患者の希望を尊重した最適な医療の提供に努め、患者のＱＯＬの向上を図るため、新しい医療技術の導入や医師、看護師等の連携によるチーム医療及び各診療科の医師が連携した患者中心の医療を推進する。  ・　病院給食について、治療効果を上げるための栄養管理の充実とともに、患者の嗜好にも配慮した選択メニューの拡充などに取り組む。  **２　患者・府民の満足度向上**  **(1) ホスピタリティの向上**  ・　ホスピタリティの向上を図るため、患者の意見等を活用し、接遇に関するマニュアルの整備や定期的な研修の実施をはじめ、患者等向け案内冊子等の改善など、接遇向上に向けた取組を推進する。  ・　ＮＰＯの活動と連携・協働して、各病院において院内見学及び意見交換の機会を設けることや、意見箱等を通じて患者・府民の生の声を把握し、サービス向上の取組を進める。  　　　・　患者及び来院者により快適な環境を提供するため、病室の個室化、待合室、トイレ、浴室等の改修・補修を計画的に実施するとともに、患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に努める。  　　　・　患者ニーズの高い店舗の誘致など、来院者の利便性向上を図る。    **(2) 待ち時間及び検査・手術待ちの改善**  **①　外来待ち時間の対応**  ・　待ち時間の実態調査を毎年実施し、待ち時間が発生している要因や患者・府民ニーズを踏まえながら、改善に取り組む。  ・　待ち時間短縮の取組と併せて、待合空間の快適性の向上等により、体感待ち時間ゼロを目指した取組を進める。  **②　検査待ち・手術待ちの改善**  ・　検査待ちの改善を図るため、検査予約のシステム化、検査機器の稼動率向上等に取り組む。  ・　患者や地域医療機関のニーズ、診療体制等の動向等を踏まえ、ＣＴ（全身用Ｘ線コンピュータ断層診断装置）検査、ＭＲＩ（磁気共鳴断層診断装置）検査の曜日、時間帯の見直しなど、柔軟な対応を行う。  ・　手術待ちが発生している状況を改善するため、医師等の配置及び外来・病棟・手術室の運用改善等により手術実施体制を整備し、手術件数の増加を図る。  **(3) ボランティア等との協働**  　　　　各病院において、通訳ボランティア等の多様なボランティアの参画を通じて、療養環境の向上を図るとともに、開かれた病院を目指し、地域におけるボランティア活動やＮＰＯ活動と連携・協力することにより、地域で支え合う取組を推進する。  **第2　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置**  　　高度専門医療の提供及び府域の医療水準の向上など、将来にわたり府民の期待に応えられるよう、安定的な病院経営を確立するための組織体制を強化し、経営基盤の安定化を図る。    **１　自立性の高い組織体制の確立**  　　　自立した地方独立行政法人としてめざす基本理念を実現できるよう、５病院一体運営によるメリットを活かしつつ、各病院の特性や自立性を発揮できる制度及び組織づくりを進める。  **(1) 組織マネジメントの強化**  **①　法人ガバナンスの確立**  　　　　　法人運営全体を見通しつつ、病院の自立性や特性を重視した組織決定を行うため、理事会や経営会議等の運営に加え、病院ごとの個別協議により各病院の経営課題の共有化を図る。  また、５病院間の人事配置の流動化や本部・病院の機能分担の見直し等により、法人としての組織力の強化を図る。さらに、内部統制や制度構築など本部機能を強化し、戦略的・効率的な経営に取り組む。  **②　人材の育成・確保**  良質な医療サービスを継続的に提供するため、府からの派遣職員については、機構採用職員に計画的に切り替えるとともに、病院経営にかかる専門性や経営感覚を有する人材育成を進める。また、受験資格、採用方法や時期等を工夫し、計画的な採用に努め、研修機能の充実、人事・昇任制度の整備により優れた人材を適材適所に配置する。  **③　人事評価制度・給与制度の適切な運用**  職員の勤務意欲等の一層の向上を図るため、医療現場の実態に即した公正で客観的な人事評価制度を運用し、職員の業績や資質及び能力を評価して給与へ反映させるとともに、職員の人材育成及び人事管理に活用する。  **④　働きやすい職場環境の整備**  　　　　　多様な勤務形態の導入を検討し、ワークライフバランスに配慮した職員満足度の高い職場づくりをめざす。  　　ポータルサイト等を活用して情報を共有化し職員間情報ギャップを埋めるとともに、職員の一体感を醸成する。  **(2) 診療体制の強化及び人員配置の弾力化**  　　　　　医療需要の質の変化や患者動向に迅速に対応するため、各部門の生産性や収益性を踏まえ、診療科の変更、医師等の配置の弾力化、常勤以外の雇用形態を含む多様な専門職の活用等を行うとともに、機構内の各病院間での医師、看護師等の交流等の協力体制等を実施しつつ、効率的で効果的な医療の提供を行う。  **(3) コンプライアンスの徹底**  業務執行におけるコンプライアンスを徹底するため、内部規律の策定や倫理委員会によるチェックを行うとともに、意識啓発のための取組を定期的・継続的に実施していく。また、業務の適正かつ能率的な執行を図るため監査等を実施するとともに、外部の監査など第三者による評価を引き続き実施するとともに、職員のための相談機能の充実を図る。  また、個人情報保護及び情報公開に関しては、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号）及び大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）に基づき適切に対応するとともに、マイナンバー制度導入に伴い、個人情報の取り扱いについての管理体制の強化を図る。    **２　経営基盤の安定化**  　　　　機動性・透明性の高い病院経営を行う地方独立行政法人法の趣旨を踏まえ、その特徴を十分に活かし、より一層効率的・効果的な業務運営を行うとともに、より多くの患者に質の高い医療サービスを効果的に提供することにより収入の確保に努めるなど、自発的に経営改善を進める。  **(1) 効率的・効果的な業務運営・業務プロセスの改善**  **①　自立的な経営の管理**  　　　　　中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標の着実な達成に向けて、病院別の実施計画を作成し、各病院が自立的に取り組むとともに、月次報告を踏まえた経営分析や、他の医療機関との比較等も行い、機動的・戦略的な運営を行う。  　　　　　職員の病院経営への参画意識を醸成し、自発的な経営改善や業務の効率化の取組みを推進する。  経常収支比率に係る目標（単位：％）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 病院名 | 平成26年度実績 | 平成32年度  目標値 | | 急性期・総合医療センター | 106.1 |  | | 呼吸器・アレルギー医療センター | 102.4 |  | | 精神医療センター | 105.5 |  | | 成人病センター | 103.1 |  | | 母子保健総合医療センター | 104.5 |  | | 合計 | 103.3 |  |   備考　経常収支比率＝（営業収益＋営業外収益）÷（営業費用＋営業外費用）×100  医業収支比率に係る目標（単位：％）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 病院名 | 平成26年度実績 | 平成32年度  目標値 | | 急性期・総合医療センター | 99.0 |  | | 呼吸器・アレルギー医療センター | 86.7 |  | | 精神医療センター | 69.6 |  | | 成人病センター | 93.2 |  | | 母子保健総合医療センター | 89.5 |  | | 合計 | 90.9 |  |   備考　医業収支比率＝医業収益÷医業費用×100  **②　柔軟性のある予算編成及び予算執行の弾力化**  中期計画で設定した収支目標を達成することを前提に柔軟性のある予算を編成し、弾力的な予算執行を行うことにより、効率的・効果的な業務運営を行う。  **(2) 収入の確保**  **①　新患者の確保及び病床の効率的運用**  より多くの患者に質の高い医療サービスを効果的に提供することにより、収入の確保に努めるため、地域連携の強化・充実等により、新入院患者の確保と退院支援に努めるとともに、ベッドコントロールの一元管理のもと、病床管理の基準を定めるなど、効率的な運用を行う。  病床利用率に係る目標（単位：％）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 病院名 | 平成26年度  実績 | 平成32年度  目標値 | | 急性期・総合医療センター | 93.2 |  | | 呼吸器・アレルギー医療センター  （一般病床のみ） | 78.8 |  | | 精神医療センター | 84.5 |  | | 成人病センター（人間ドックを除く） | 84.5 |  | | 母子保健総合医療センター | 79.9 |  |   備考　稼動病床数に対する数値（ＩＣＵを含む）  新入院患者数に係る目標（単位：人）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 病院名 | 平成26年度  実績 | 平成32年度  目標値 | | 急性期・総合医療センター | 19,129 |  | | 呼吸器・アレルギー医療センター | 8,790 |  | | 精神医療センター | 826 |  | | 成人病センター（人間ドックを除く） | 10,447 |  | | 母子保健総合医療センター | 9,370 |  |   **②　診療単価の向上**  ・　診療報酬制度の改定や医療関連法制の改正など、医療を取り巻く環境の変化に迅速に対応して適切な施設基準の取得を行うなど診療報酬の確保に努める。  ・　診療報酬請求の精度向上の取組と診療報酬に関する研修の実施などにより、請求もれや査定減の防止に努め、診療行為の確実な収益化を図る。  **③　未収金対策及び資産の活用**  ・　患者負担分にかかる未収金の滞納発生の未然防止に努めるとともに、発生した未収金については、早期回収に取り組む。  ・　土地及び建物の積極的な活用を図るとともに、低未利用となっている資産については、遊休化を回避するため有効な活用策を検討する。    **④　医療資源の活用等**  　病院を取り巻く厳しい経営環境の中で、各病院の持つ医療情報やノウハウ、人材等を活用した新たな収入源の確保に取り組むとともに、研究活動における外部資金の獲得、自由診療単価の適宜見直し、さらにはベンチマークや先進事例の研究等を通じて、積極的な収入確保に取り組む。   1. **費用の抑制**   **①　給与費の適正化**  　患者ニーズや診療報酬改定の状況、さらには診療体制充実に伴う費用対効果等を踏まえ、職員配置の増減を柔軟に行うとともに、職種による需給関係や給与費比率を勘案しながら、給与の適正化に努める。  給与費比率に係る目標（単位：％）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 病院名 | 平成26年度  実績 | 平成32年度  目標値 | | 急性期・総合医療センター | 48.5 |  | | 呼吸器・アレルギー医療センター | 65.7 |  | | 精神医療センター | 106.2 |  | | 成人病センター | 50.6 |  | | 母子保健総合医療センター | 60.1 |  | | 合計 | 57.2 |  |   備考　給与費比率＝給与費÷医業収益×100  **②　材料費の縮減**  　材料費の抑制を図るため、ＳＰＤ（Supply Processing and Distribution）の効果的な活用、同種同効品への集約化を図る。また、国の方針や他病院の動向等をふまえつつ、後発医薬品の使用促進に取り組む。  材料費比率に係る目標（単位：％）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 病院名 | 平成26年度  実績 | 平成32年度  目標値 | | 急性期・総合医療センター | 32.2 |  | | 呼吸器・アレルギー医療センター | 22.8 |  | | 精神医療センター | 7.4 |  | | 成人病センター | 34.9 |  | | 母子保健総合医療センター | 26.9 |  | | 合計 | 29.3 |  |   備考　材料費比率＝材料費÷医業収益×100  **③　経費の節減**  　売買・請負等の契約において複数年契約・複合契約等の多様な契約手法を活用するなど経費節減の取組みを進める。  **第３　予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画**  　　地方独立行政法人法の趣旨に沿って、府からの適切な運営費負担金の投入のもと、大規模施設整備による費用増嵩・資金収支の悪化が見込まれる中で、安定的な法人運営に資するためのさらなる経営改善に計画的に取り組み、将来にわたり持続的に高度専門医療が提供できるよう安定的な経営基盤を確立する。  **１　予算（平成28年度～平成32年度）　（省略）**  **２　収支計画（平成28年度～平成32年度）（省略）**  **３　資金計画（平成28年度～平成32年度）　（省略）**  **第４　短期借入金の限度額**  １　限度額 10,000百万円  ２　想定される短期借入金の発生理由  (1) 運営費負担金の受入れ遅延等による資金不足への対応  (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な出費への対応  **第５　出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画（省略）**    **第６　前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画**  なし  **第７　剰余金の使途**  　　決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。  **第８　料金に関する事項**  **１　診療料等（省略）**  **２　駐車場等の使用料**  各病院の駐車場及び宿泊施設を利用しようとする者の額は、別に定める。  **３　還付**  既納の診療料等及び使用料は、還付しない。ただし、理事長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。  **４　減免**  理事長は、特別の理由があると認めるときは、診療料等及び使用料を減額し、又は免除することができる。  **第９　その他業務運営に関する重要事項**  **ア　急性期・総合医療センター**  ・　敷地内における大阪府市共同住吉母子医療センター（仮称）の早期整備を推進する。  ・　ICカードを用いたヘルスケア連携のシステム構築など、ICTを活用した地域医療連携を推進する。  **イ　呼吸器・アレルギー医療センター**  ・　将来の医療需要予測や収支見通し、診療機能の方向性も踏まえながら、施設整備に向けた取組みを進める。  **ウ　精神医療センター**  ・　担当医制と地域医療連携室（仮称）の設置により、地域連携を強化し、新規入院患者の受入拡大を図る。  ・　認知症対策を推進するため、関係機関と連携した認知症枚方モデル（予防プログラム、身体合併症対応モデル事業、ユマニチュードケア等）を実施する。  **エ　成人病センター**  ・　国指定・府指定のがん診療拠点病院をはじめとする地域医療機関等との診療データの相互活用など戦略的な連携を検討する。  ・　移転開設にあたっては、医療における国際貢献の取組みを進めるとともに、更に高度なレベルの医療水準を目指す。  **オ　母子保健総合医療センター**  ・　総合病院との強力な連携を見据えた今後のあり方を検討する。  **第１０　大阪府地方独立行政法人法施行細則（平成17年大阪府規則第30号）第4条で定める事項（省略）** |